



東光監査法人

TOKOニュースレター

Vol. 22/2012年8月号

発行日：2012年8月21日

今年の8月は、ロンドンオリンピックで大変盛り上がりました。特に団体競技では、日本は多くのメダルを獲得することができました。まさに日本人が大切にしている「絆」が目立った大会ではなかったでしょうか。

I. 最新情報（2012年7月1日～2012年7月31日）

1. 一般会計（会計制度委員会）

該当事項なし

2. IFRS 関係（会計制度委員会）

該当事項なし

3. 非営利・公会計（非営利法人委員会・公会計委員会）

CPA協会 HP掲載日	種類	タイトル	内 容	適用時期
2012年7月 25日	研究 報告	「非営利法人委員会研究報告第22号「理事者による確認書に関するQ&A」の改正について」の公表について	日本公認会計士協会（非営利法人委員会）は、平成24年7月18日の常務理事会の承認を受けて、「非営利法人委員会研究報告第22号「理事者による確認書に関するQ&A」の改正について」を公表しましたのでお知らせいたします。 本研究報告は、公益社団・財団法人、移行法人、一般社団・財団法人（移行法人を除く。）及び特例民法法人といった法人ごとの「理事者確認書」の具体的な記載例を示すとともに、これらの法人に特有の留意事項についてQ&Aとして示したものであり、今回の改正は、新起草方針に基づく監査基準委員会報告書580「経営者確認書」の公表を受け、所要の見直しを行ったものです。	—
2012年7月 30日	研究 資料	非営利法人委員会 研究資料第5号	日本公認会計士協会（非営利法人委員会）は、平成24年7月18日に開催された常務理事会の承認を受けて、非営利法人委員会研究	—

		「社会福祉法人会計基準に関する実務上のQ&A」の公表について	資料第5号「社会福祉法人会計基準に関する実務上のQ&A」を公表しましたので、お知らせいたします。 本研究資料は、平成23年7月27日に「社会福祉法人会計基準」（「社会福祉法人会計基準の制定について」（平成23年7月27日雇児発0727第1号、社援発0727第1号、老発0727第1号 厚生労働省雇用均等・児童家庭局長、社会・援護局長、老健局長連名通知）が厚生労働省より公表されたことを受け、本会計基準を適用する場合の実務上の留意事項についてQ&Aとしてまとめましたものです。	
--	--	--------------------------------	--	--

4. 学校法人会計（学校法人委員会）

CPA協会 HP掲載日	種類	タイトル	内 容	適用時期
2012年7月 25日	研究 報告	学校法人委員会研究報告第10号「監査基準委員会報告書第35号「財務諸表の監査における不正への対応」を学校法人監査に適用する場合の留意点」の改正について	日本公認会計士協会（学校法人委員会）では、平成24年7月18日に開催された常務理事会の承認を受けて、「学校法人委員会研究報告第10号「監査基準委員会報告書第35号「財務諸表の監査における不正への対応」を学校法人監査に適用する場合の留意点」の改正について」を同日付けで公表しましたので、お知らせいたします。 平成23年12月22日に監査基準委員会報告書240「財務諸表監査における不正」が新起草方針のもと公表されました。これを機に同報告書を学校法人監査に適用するに当たり留意すべき特有の問題を改めて整理し、学校法人委員会研究報告第10号「監査基準委員会報告書第35号「財務諸表の監査における不正への対応」を学校法人監査に適用する場合の留意点」について所要の見直しを行い、取りまとめました。 監査基準委員会報告書240「財務諸表監査における不正」は、平成24年4月1日以後開始する事業年度に係る監査から適用することとされています。	平成24年 4月1日以後開始する事業年度に係る監査から適用

Ⅱ. 連絡広場

1. ワンポイントメッセージ

社外取締役の選任義務化を見送り

社外取締役の選任は、以前より企業不祥事が起こる度に議論が活発に行われておりました。法務省は、7月18日に第23回法制審議会会社法制部会を開催し、社外取締役の選任義務化を見送ることいたしました。以下WEB記事ですが、参考にして下さい。

「法務省が会社法見直しの一環で検討してきた社外取締役選任の義務づけを見送る方針を固めたことが18日、分かった。同日開かれる法制審議会（法相の諮問機関）の会社法制部会で方針を示す。経済界の反発などを配慮した。

オリンパスによる損失隠し事件や大王製紙元会長による巨額借り入れ事件など企業不祥事が相次いだことを受け、政府・民主党が法改正の検討を行ってきた。昨年12月に法制審がまとめた会社法改正中間試案では企業統治強化のため、独立した立場で経営を監視する社外取締役の設置を義務づける案を盛り込んでいた。

ただ、経済界は「経営の自由を制約する」など義務づけに反発。民主党が4月にまとめた中間提言でも社外取締役の設置の義務化は、「法律ではなく上場規則などでカバーすべきだ」としていた。こうした意見を踏まえ、法務省は義務化を見送った。

法制審は8月中にも最終案を決定。法務省は早ければ今秋に見込まれる臨時国会に会社法改正案を提出。平成25年中の施行を目指す。」

2. ペーパーフェイスブック

今回お休み致します。

【発行元】

東光監査法人 ナレッジチーム

〒102-0072

東京都千代田区飯田橋 3-7-4 彩風館6F

Tel:03-6904-2702 Fax:03-6904-2703

以 上